■各総合支所

を行ってください

のを持参し、次の窓口で手続き

国府區(0857)39-0555/福部區(0857)75-2111 河原區(0858)76-3111/用瀬區(0858)87-2111 佐治區(0858)88-0211/気高區(0857)82-0011 鹿野區(0857)84-2011/青谷區(0857)85-0011

(所) などに限ります。

青報ひろば

祉 福

マッサージ費の助成 局齢者の はり・きゅ う

助成対象者 ①70歳以上 のいずれかに該当する人 施術費用の一 は ŋ きゅう、 部を助成します。 所得税非課税で次 マッサージの

②65歳以上で老人医療受給者 助成内容 1回当たり100 0

ジ指圧師会に加盟している治療 会および鳥取県あん摩マッサー マッサージ師会、 り免許を取得し、 きゅう師等に関する法律」によ ん摩マッサージ指圧師、 以内)※助成券の利用は、「あ 円以内の助成券を発行 鳥取県鍼灸師 鳥取県鍼灸 はり師、 (年12回

保険証など本人確認ができるも 申請方法 5 月 31 助成期間 6月1日 6月1日~平 木 成 以降、 19年

各総合支所福祉保健課 金課品 (0857)2 - 3482(上記参

申請先

市役所駅南庁舎保険年

介護保険サービスの利用明細

細を通知します。 確認していただくため、 介護保険による給付費の内容を 介護保険サービスの利用者に 利用された介護保険 利用明

知書を郵送 通知方法 サービスの種類および金額など 年4回、 利用者へ通

細大容

9月下旬ごろ 6月下旬ごろ 5月~7月 2月~4月利用分

3月下旬ごろ 11月~1月 //

12月下旬ごろ

8月~10月

//

問い合わせ先 課 3452/各総合支所福祉保健 高 齢社会課 (0857) 20 (上記参照 市役所駅 南庁舎

貝担限度額認定の更新手続

に入所またはショートステイし 保健施設、 特別養護老人ホーム、 た場合に、食費・居住費を減額す 所得の低い要介護者などが 介護療養型医療施設 介護老人

> 6月30日までですので、 行っています。 限内に手続きを行ってください る負担限度額認定の更新手続を 認定証の期限は 必ず期

問い合わせ先 齢社会課 (0857) 20

おたっしゃ教室」

を対象に、筋力向上や認知 予防を目的とした通所による ŋ 集団参加型の機能訓練教室 0 運 傾向が認められる高齢 動 機能

内容 瀬地区保健センター、 ところ 左記の3施設で、それぞれ実施 を4・7・10・1月に毎年4 り2時間程度、 を内容とする半年間 養相談、 歯と口の健康学習など 中央保健センター、 全 12 回) (1回当た の教室 用 口

対象 要と認めた人 包括支援センター 向が認められる高齢者で、 動機能の低下や閉じこもりの 要支援の認定を受けていない スタッフ 地 が 域 傾 運

参加者

の参加者を募集します。 の低下や閉じこも 者 症

転倒予防体操、 食生活栄

保健センター 介護保険の要介護または 気高地!

※ただ です。 Ų 医師 の 診断 書が必要

3453/各総合支所福祉保健 問い合わせ先 齡社会課€ (上記参照 $\begin{pmatrix} 0 & 8 & 5 & 7 \\ 0 & 8 & 5 & 7 \\ \end{pmatrix}$ 市 授所 駅 南 20

児童手当の現況届は6月中に

現況届(6月上旬に郵送します) を提出してください 受給資格を確認するための (童手当を受給している人

受付期間 日 (金) 6月1日 木 (30

ピーまたは年金加入証明書 市に転入してきた人=前住 ▽平成18年1月2日以降に、 る人=健康保険被保険者証 添付書類 ▽会社に勤務し 所 7 0 本 地 コ 13

で請求をしていない人も、 の所得証明書 により受給できる場合がありま 制限の緩和や所得額の変更など れたりすることがあります。 の支給ができなくなったり、 ※現況届を提出しないと、 ので、お問い合わせください 所得超過などでこれま 所得

支給対象の拡大と所得制限の緩和

4月1日から、 児童手当の支

参加費用